

静岡県内の大学附属病院に勤務した期間が返還免除を受けるための勤務期間として認められるための要件

大学附属病院の名称	要件
<p>浜松医科大学医学部 附属病院</p>	<p>浜松医科大学医学部附属病院及び東部地域に所在する公的医療機関（以下「東部公的医療機関」という。）が参加する専門研修プログラムに所属し、当該プログラム期間中において浜松医科大学医学部附属病院及び東部公的医療機関に勤務すること。ただし、東部公的医療機関に勤務した期間に相当する期間又は2年間のいずれか短い期間とします。</p>
<p>順天堂大学医学部 附属静岡病院</p>	<p>次の各号の双方またはいずれかを満たすこと。ただし、順天堂大学医学部附属静岡病院（以下「順天堂大学静岡病院」という。）における勤務期間の合計が、東部公的医療機関に勤務した期間の合計を下回る期間を上限とします。</p> <p>（1）順天堂大学静岡病院及び東部公的医療機関が参加する専門研修プログラム（以下「順天堂大学静岡病院等プログラム」という。）に所属し、当該プログラム期間中において順天堂大学静岡病院及び東部公的医療機関に勤務すること。</p> <p>（2）順天堂大学静岡病院等プログラムその他専門研修プログラムを修了した後、順天堂大学静岡病院及び東部公的医療機関に勤務すること。</p>
<p>国際医療福祉大学 熱海病院</p>	<p>次の各号の双方またはいずれかを満たすこと。ただし、国際医療福祉大学熱海病院における勤務期間の合計が、東部公的医療機関に勤務した期間の合計を下回る期間を上限とします。</p> <p>（1）国際医療福祉大学熱海病院及び東部公的医療機関が参加する専門研修プログラム（以下「国際医療福祉大学熱海病院等プログラム」という。）に所属し、当該プログラム期間中において国際医療福祉大学熱海病院及び東部公的医療機関に勤務すること。</p> <p>（2）国際医療福祉大学熱海病院等プログラムその他専門研修プログラムを修了した後、国際医療福祉大学熱海病院及び東部公的医療機関に勤務すること。</p>